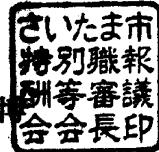


写

平成20年11月13日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市特別職報酬等審議会
会長 利根忠也



さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額について（報告）

平成20年11月13日に本審議会に対し、意見を求められた市議会議員の
議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、別紙のとおり報告し
ます。

別紙

本審議会は、さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受け本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、各委員相互の意見交換を行いました。その主なものとして、次のような意見が出されました。

(主な意見)

- ・ 特別職職員の給料等の額は、昨年度の当審議会において、引下げ改定を行う旨の答申を行い、答申を踏まえた改定が行われたこと。
- ・ 現行の各政令指定都市の特別職職員の給料等の額と本市の状況を比較しても、適正な額であり、妥当なものと思われること。
- ・ 特別職職員の給料等の額を検討する上で、本市一般職職員給与の改定率を参考としているが、平成20年本市人事委員会勧告において、本市一般職職員給与の改定が据え置かれたため、その差は生じないこと。

本審議会としましては、これらの意見を踏まえ慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、『改定を見送るべき』との結論に達しました。